

ダイバーシティ推進委員会規則

2015年7月18日理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、ダイバーシティ推進委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 ダイバーシティ推進委員会は、ジェンダー、世代、国籍の均衡をはかりながら地球惑星科学分野に携わる人材の多様性を高めるとともに、その個性と能力を發揮できる環境作りとネットワークづくりを行い、地球惑星科学の発展に資することを目的とする。さらに、地球惑星科学分野の大学生・大学院生、ならびにポストドクター研究員等のキャリア支援を進め、若手研究者の研究活動一般を支援する。

2 ダイバーシティ推進委員会は、第1項の活動に必要な事項、その他、目的を達成するために必要な事項について審議を行う。審議の結果を理事会に報告するとともに、理事会からの諮問に答申し、または理事会に対し意見を述べる。

(委員会の下に置く組織)

第3条 ダイバーシティ推進委員会のもとには、若手ネットワーク小委員会規則を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長の任期)

第5条 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

(1) 本規則は、2015年7月18日から施行する。

(2) 本規則の制定により、男女共同参画委員会規則およびキャリア支援委員会規則は廃止する。

(3) 2026年1月23日 理事会改正 (第3条追加)